

## 第 2 条（基本理念）について

### 1 趣旨

合理的配慮に関する第 2 条第 3 号の規定については、条例検討会議において、下記のとおり意見が分かれ、一致しなかったため、本専門分科会で特にご議論いただきたいと考えております。

条例検討会議の条例原案第 2 条第 3 号

社会的障壁の除去のためには、合理的配慮を行うことが促進される必要があること。

### 2 論点

何人も合理的配慮をしなければならないとの規定を置くべきか。

### 3 条例検討会議委員意見

#### (1) A 意見（報告書 5 頁）

- ・ 条例は法で解決できないものを解決するために規定すべきであり、メッセージ性が重要である。また、早期に合理的配慮の考え方を浸透させるためにも、本条（注：第 2 条（基本理念））に「何人も合理的配慮を行う必要がある」旨を規定するべきだ。

#### (2) B 意見（報告書 6 頁）

- ・ 障害者差別解消法では、個人の思想や言論を規制するおそれのあるため、一般私人については法による規制対象とはしておらず、本条例でも同様に考えるべきだ。合理的配慮は、何らかの作為を求めるものであり、それは個人の思想や言論に入り込むおそれのあるものである。何人も合理的配慮をすべきであることはそのとおりだが、それは道徳的にそうであるということであり、法と道徳とは区別すべきである。

### 4 事務局の考え方

条例検討会議において、合理的配慮については新しい概念であり、市民等にはまだ浸透していない状況であり、広く事業者や市民に啓発すること、また、差別する側と差別される側に分けた対立構造ではなく、建設的な対話を行うことが重要であることを、委員の想いとしていただいております。

このことを踏まえ、合理的配慮の条例における規定の仕方については、様々なご意見があることも考慮し、直接的に義務付けをするような規定とはせず、第 2 条第 3 号を「何人も、社会的障壁の除去のためには、合理的配慮の促進が必要であることを認識し、その理解を深めていくこと。」とすることといたしました。